慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	「国際借款団」と米国
Sub Title	
Author	伊藤, 秀一
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1934
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.28, No.1 (1934. 1) ,p.51- 90
JaLC DOI	10.14991/001.19340101-0051
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19340101-0051

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

さるを得なかつたのである。

かくの如き狀態にあつて奢侈の傾向は、幕府の初期より次第に增進してゐる。司馬江漢が、「頃日寛永年中の畫を見しに、女の帶は、絹布を半巾にして、結びめなし、振袖は二尺に足らず。頭に櫛笄がいはなし。油も水油のみにして、今の迦羅の油と云ふはなし。此一事を以て知るにあり」と述べ、時勢を慨嘆して曰く。「吾國物產限り有り。故に祿限りあり。天下一體上貴人より下の賤しきに至るまで、懦弱となり、遊樂美觀を好み、是れ、內より亂れ敝るゝ基なり。今既に斯くの如し。爰に於て、下をしひたげ、民これが爲に困窮す。竟には動亂起れば、必ず、外國其虛を覗ひ來らん。遠き慮なき時は、必ず近き愁あらん」。（「春波樓筆記」）。かゝる警告も旗本御家人の多くの者にとつては馬耳東風であつた。又彼等の經濟生活の困窮逼迫は、多少なりとも金銀を手にすることがあれば、假令それが借金であつたとしても、現世的享樂に投入せざるを得なかつたほど、將來への希望少なきものであつた。加ふるに彼等の生活する地は大都市江戸であつた。彼等が現世的、享樂的に流るゝも又止むを得ざるものであつたのである。しかし德川幕府の中堅たるべき旗本が、かゝる狀態にあつたことは、幕府にとつて最大の不幸であつた。幕末舊來の慣例と古格とを破つて、有能の士を旗本の列に加へた。大鳥圭介、加藤弘藏、等はそれ等の一人であつた。しかし素より何等の甲斐あるものではなかつた。幕府の中樞自體が經濟的にも、精神的にも破綻してしまつた當時に於いて、その崩潰は單なる時間の問題に過ぎなかつたのである。旗本御家人の經濟的困窮は早く寛永度に發ーてゐたが、終に幕府の崩潰に際し、最も明白にその弱點を暴露したのである。

（昭和八年十二月十八日稿）

「國際借款團」と米國

伊藤秀一

„Interimperialistische ‘oder ‚ultraimperialistische‘ Bündnisse — einerlei in welcher Form diese Bündnisse auch geschlossen werden, ob in Form einer imperialistische Koalition oder in Form eines allgemeinen Bündnisses aller imperialistischen Mächte — müssen darum unvermeidlich nur ‚Atempausen‘ zwischen Kriegen sein. Friedliche Bündnisse bereiten Kriege vor und wachsen ihrerseits aus Kriegen hervor, sich gegenseitig bedingend, einen Wechsel der Formen friedlichen und unfriedlichen Kampfes aus einem und demselben Boden imperialistischer Zusammenhänge und Wechselbeziehungen der Weltwirtschaft und der Weltpolitik hervorbringend.“

一

半植民地的支那に對する國際帝國主義の活動は、世界市場の他の部分に對すると同樣、常に必ずしも對立と抗爭のみを特色とするものではなかつた。國際帝國主義は屢々共通の利害に從つて結合し協定した。だが是等の暫定的な共同戰線は世界資本主義の現實の下に於ては、必然的に抗爭と抗爭との間の「息拔き」でしかあり得ない。世界政

治經濟に於ける帝國主義的關聯及び交互關係といふ一箇の同一の基礎から、平和的な鬪爭と非平和的な鬪爭とが交互に、對支國際資本活動の歷史を展開し來つたのである。

これを國際的借款に就て見れば、既に早く日淸戰爭に際して、淸朝政府は啻に軍費の調達に苦しんだばかりでなく、戰後の賠償金を支拂ふために、一八九四年―九八年の五箇年間に前後七回に亘つて次の如き借款を締結した。

年代	金額(單位千磅)	目的	債權者
一八九四	一、六三五	軍費調達	滙豐銀行(英) Hongkong & Shanghai Banking Corporation.
一八九五	三、〇〇〇	同	同　上
一八九五	一、〇〇〇	同	麥加利銀行(英) Chartered Bank of India Australia & China. 怡和洋行(英) Jardine & Matheson & Co.
一八九五	一、〇〇〇	同	瑞記洋行(獨) Arnhold Karberg.
一八九五	一五、八二〇	賠償金支拂	佛蘭西六銀行團 露西亞四銀行團 露西亞政府保證
一八九六	一六、〇〇〇	同	滙豐銀行(英) 德華銀行(獨) Deutsch-Asiatische Bank.
一八九八	一六、〇〇〇	同	同　上

右に於て觀取せられ得る如く、當時既に對支借款活動に際して、一方に於ては英獨資本の提携が行はれ、他方に於ては露佛資本の協同が行はれた。而して此事は個々の銀行內部の資本系統に就ても亦言はれ得る所であつて、例へば對支借款活動に於ける英國の代表機關たる滙豐銀行は創立以來特に獨逸系資本との密接なる關係を有し、又日淸戰後間もなく出現した露淸銀行に於ては、資本の大部分は佛蘭西の公債から成立つて居た。併し斯かる關係が、其後に亘つても亦永續したと言ふ事は出來ない。何故かといふに、利害關係の變轉につれて、嘗ての友好的協調が一朝にして破棄され、又嘗ての敵對的關係が一夕にして融和せしめられるやうなことは決して稀有ではないからである。一八九八年獨逸資本は滙豐銀行との關係を離脫し、亞細亞に於ける獨逸シンヂケートは專ら德華銀行（又は獨亞銀行）を中心として活潑なる活動を行ふに至つた。而して英國も亦「其の商業的利益を充分に代表し、且つ今や支那に於て英國に對抗する有力なる團體（獨逸シンヂケートを指す）に敵對するにより好き地位に立たんがために……支那に於ける鐵道敷設上の强大なる代表的シンヂケートを組織するに決し」、(1) 其の結果として、滙豐銀行と怡和洋行との共同出資による中英公司(The British & Chinese Corporation, Ltd.,)が組織された。他方之を佛蘭西に就て見れば、佛蘭西シンヂケートは鐵道利權の獲得に向つて屢々中英公司との間に軋轢を生じたが、而も獨逸の積極的な進出は却つて英佛の接近を促進し、一九〇五年には鐵道投資を目的とする兩國資本による一のシンヂケートの出現を見るに至つた。(2) 斯くて英・佛・獨三國の支那を舞臺とする資本活動は、吾々の今問題とする第二十世紀初年の期間に於て、日・露・米の爾餘の三箇國の活動と交錯して、頗るデリケートな關係に置かれるに至つたのである。

(1) Overlach; Foreign Financial Control in China. 1919. p. 48.

(2) 英佛シンヂケート參加團體は次の如くである。

英國側 1. The British & Chinese Corporation. 2. The Peking Syndicate. 3. The Yangtse Valley Company.

佛國側 1. Banque de l'Indo-Chine. 2. Comptoir Nationale d'Escompte de Paris. 3. Societe Generale. 4. Regie Generale de Chemins de Fer. 5. Messieur N. J. & S. Bardac. 他に、The Chinese Central Railways Company.（華中鐵路公司）

併し右の諸關係を分析することは他の機會に讓り、茲では是等の事情を一應念頭に置いて、國際借款團の成立に眼を轉じて行かう。

二

一九一〇年に成立した對支四國借款團が、粵漢鐵道（詳しく言へば、粵漢・川漢鐵道）に對する借款を目的として誕生したものである事が、先づ指摘されなくてはならぬ。抑々粵漢鐵道（廣東—漢口間）は京漢鐵道と共に支那の中心を貫く最も重要なる幹線を成すものであるが、この敷設權は夙に一八九八年に米國の資本團たる「華美啓興公司」（American China Developement Co.,）に委ねられたものであつた。(3) 然るに當時此の米國財團の獨占的勢力は未だ甚だしく微弱であつたがために、鐵道の建設が一向に進捗せざる中に、同會社の株の大部分は次第に露佛資本の傀儡たる白耳義シンヂケートの掌中に移り、斯くて同シンヂケートは既得の京漢利權と共に南北貫通路を完全に壟斷せんとするに至つた。此事は國内の輿論を著しく沸騰せしめ、其結果として清朝政府は一九〇五年に至り、右米國會社との回收契約によつて、敷設權を買收して了つた。而して今やこれが建設のために要する資金の必要は、虎視眈々として利權を覗ふ所の各國シンヂケートの食指を動かすに充分であつたのである。

(3) 拙稿「滿洲に於ける「弗外交」の發端」本誌第二十七卷第七號四十三頁參照。

之に加へて更に川漢鐵道の問題があつた。川漢鐵道とは漢口に發して、四川省成都に達する横斷的一幹線であつて、省辨として建設の緒に就いたが、經營の紊亂と資金の欠乏のため四川省の部分も湖北省の部分も共に失敗に終り、これが建設は勢ひ外資に俟たなくてはならなかつた。されば右の二鐵道の利權をめぐつて、先に指摘した獨・英・佛三國のシンヂケートの競爭は激しく行はれ、この利權を中心とする三國間の外交的交渉も亦荏苒決する所がなかつたのである。然るに一方に於ては英佛シンヂケートの協定があり、他方に於ては一九〇八年、英獨間に鐵道利權に就ての勢力範圍の協定が締結されるに至つた等の事情があり、一九〇九年に及んで、右兩鐵道の借款に就ての三國の協調が成立し、清國政府との間に豫備契約の締結が行はれるに至つた。

然るに他方極東に對する積極的進出を企圖しつゝあつた米國資本は、此の事實を決して默過することがなかつた。米國は右借款團への割込みのために大掛りの活動を行ひ、其の結果として成立した國際借款團に於て實際上極めて重要な役割を演ずるに至つた。

米國の割込の理由とする所は次の點にあつた。(1)米國は既に一九〇三年及び一九〇四年、清國政府より米國公使コンヂャー（Conger）宛の書翰(4) に於て、漢口—四川鐵道のために借款を起す場合には英米兩國の會社に優先權を與ふるとの約束を得て居るといふこと。(2)米國は一九〇三年の一條約で、釐金廢止の目的で關稅を高めることに就て支那を援助す可きことを約束して居る。然るに一九〇九年六月六日の三國團との豫備契約では、借款の擔保として釐金及び地方收入が提供せられて居るが、これが管理を釐金廢止に贊成しない外國政府の掌中に歸せしめざるためには米國の參加が當然であるといふこと。

(4) 是等の書翰は MacMurry, Treaties and Agreements With and Concerning China. Vol. I. pp. 885-6. に採錄されて居

る。

併し三國の銀行團及び支那政府は、數年に亘る困難な折衝の結果漸くにして成立した借款契約を、他國の介入によつて延期されることを欣ばず、從つて米國の參加要求を拒否した。茲に至つて米國は同年七月十五日大統領タフトより清國攝政醇親王宛の親書によつてこれを要請するといふ頗る大規模な擧に出でたのである。その書翰には次の如く書かれて居る。

「余は現鐵道借款への米國資本の平時的參加のための貴國政府の調停に對して或種の偏見的反對があるといふ報告を得て憂慮して居る。合衆國の希望が、嘗に一九〇三年及び一九〇四年に行はれ、且つ先月確認せられた支那との約束に基くのみならず、貴國の最大の利益を主として顧慮する所の、平等と善政との大國民的な且つ公明な原則に基くことは、貴下の賢明なる判斷にとつては勿論明白であらう。余は本問題の全局に對する貴下の考察が、直ちに兩國にとつて滿足なる結果を齎す可きことを信じて此の書面を奉呈する。既に公使をして貴下の外務大臣に此問題に關する充分の報告を與へしめて居る。余が殿下との間にやゝ異例に屬する此の直接的呈書をなすに至つたのは、吾々の現在の交渉の成功を極めて重視するが故である。余は、支那の發展に對する米國資本の使用をして、支那の獨立的政治權力の成長と永續的な領土保全を脅かすが如き紛糾と妨害なくして、支那の幸福を增進し、その物質的繁榮を增加せしむるの具に供せんとする熱意を有して居るのである」と。(5)

(5) U. S. Foreign Relations. 1909. p. 178. Field; American Participation in the China Consortiums. 1931. p. 20.

斯かる利權問題に就て兩國元首の間に直接交渉の行はれたが如きは、正に異例と言はなくてはならぬ。併しタフトの此の非常手段は奏効し、三國も亦讓步して茲に四國借款團は始めて成立し、一九一〇年五月二十三日巴里に於て支那政府代表との間に假契約、翌一九一一年五月二十日正式に調印を了した。調印せる四箇國の財團と借款契約の概要を摘記すれば次の如くである。

四國財團

(1) 獨　逸　Deutsch-Asiatische Bank. 德華銀行又は(獨亞銀行)
(2) 英　國　Hongkong and Shanghai Banking Corporation. (香上銀行又は滙豐銀行)
(3) 佛蘭西　Banque de l'Indo-Chine. (印度支那銀行)
(4) 米　國　F. P. Morgan & Co., Kuhn Loeb & Co., First National Bank, National City Bank.

粵漢・川漢鐵道借款契約內容

一、借款總額　六百萬磅
二、政府手取　額面の九五%
三、利　　率　額面の五%
四、償還期間　四十箇年　十箇年據置　第十一年目より三十箇年賦、據置年限後は任意に年賦額を增加し又は一時に完濟するを得、但し十七年以內は二分半の割增を要す。
五、擔保　(1)湖北省一般釐金、(2)湖北省附加河川防備鹽稅、(3)一九〇八年九月の湖北省新附加二錢鹽稅、(4)湖北省の徵收する湖廣省際輸入米稅額(5)湖南省一般釐金、(6)湖南鹽運使司會計部の收納する普通の鹽釐金。

六、四國借款團の各四つの銀行團は平等の分前を以て參加し、相互に責任を連帶せず。

七、使途　支那政府は手取金中よりの米貨二百二十二萬二千弗をば、American China Development Co., が支那政府のために發行したる公債の償還にあて、他は次の諸鐵道の建設に當てること。

（1）武昌――廣東間（廣東より五六キロ―三十五哩―は既設）、約九〇〇キロ

（2）漢江――宜昌　約六〇〇キロ

（3）宜昌――夔州　約三〇〇キロ

八、特殊條件

1、技師長聘用　清國政府は前記（1）武昌―廣東線中の湖北、湖南線（廣東省の分は完了）に英國人技師長一名、（2）漢口―宜昌線に獨逸人技師長一名、（3）宜昌―夔州線に米國人技師長一名を任命す。是等の技師長の任命に際しては各關係借款銀行の承認を得るを要し、且つ是等の外國人技師長は借款の完濟まで雇傭される。此の技師長は督辨大臣及び總辨、幫辨の命に從ふ。

2、材料購入　英國人技師長の任命せられる鐵道の材料の輸入品の買入は凡て中英公司が代理人となり、獨逸人技師長の任命せられる鐵道に於ては獨亜銀行が代理人となり、是等代理人は買入價格の五％のコンミッションを受ける。但し外國品輸入は同一條件の下で支那產材料を使用し得ざる場合にのみ限られる。軌條と其の附屬品は漢冶萍鐵道工場より買入れること。

3、將來の優先權　支那政府が前記鐵道を延長するために「外國資本が必要であり、且つ前記諸銀行の提出する條件が他のものによつて提出せられる條件と同樣なる時は、前記諸銀行に優先權を與ふ。」

（支那に於ける國際財團（東亜經濟調査局經濟資料第十四卷第九號）二二―二三頁、並に、米國の對支經濟政策（經濟資料通卷第百七十六）八八―九〇頁に據る）

三

四國借款團による粵漢・川漢鐵道借款の概要は上記の如くである。然らば、米國が斯かる借款に割込むために執拗なる努力を敢行した理由は奈邊に存するものであつたか。米國側の表面上の理由とする所が、一九〇三年及び一九〇四年の契約の履行と、他國の野心に對抗して支那の財政改革を援助するといふ點にあつたといふ事は既に記した如くである。時の國務長官ノックス（Knox）も亦次の如く述べて居る。「該借款が政府の保證をもち、且つ國內收入を擔保とするといふ事實は、合衆國がそれに參加し、以て我が政府が利害當事者の一として、他の三國の何れとも平等に、支那の全國的收入を擔保とすることより生ずる一切の問題に於て勢力を及ぼし、且つ合衆國をして適當な時機に、緊急にして望ましき財政改革―鹽金廢止、關稅率の改正及び一般財政貨幣制度改革の如き―に於て支那を再び援助することを得せしむる事を最大必要事としたのである。」(6) 而して又同じノックスによれば、斯かる米國の態度は門戸開放・機會均等の原則の實際的適用に他ならぬものであつた。故に彼は次の如く述べて居る。「支那若くは他の場所に於て各個人が門戸開放及び機會均等政策の實際的作用を破壞し得ると思はしめるが如き狀態に就て、我政府は甚だ遺憾に思つて居る。若しも米國の平等な參加に對する他國銀行團の反對が甚だ强固であり、從つて支那及び彼等自身の政府の希望をも蹂躪するが如き場合には、支那は進んで、支那の最高の利益を尊重せんとするものだけに其の取引を限定し、以て事件を決定するの權利を行使す可き時期に到達して居るのである」と。(7)

（6）前掲　米國の對支經濟政策　八七頁

（7）Field; op. cit. p. 21.

粵漢鐵道に對する米國資本割込の本來の意圖が、その前年（一九〇九年）東三省鐵道の國際管理（8）を主張したと同樣の利害に立脚するものであつたといふ事は頗る明白である。「東三省に於ける他の强國の進出が同地域に於ける米國の貿易上の特權を脅かしつゝあつたと同樣に、揚子江流域に於ては、其他の强國の商業的野心が米國人を排除して居た。故に米國は、佛・獨・英・日・露の諸國民のそれと平等なる貿易上の機會を自國民に保證せんがために、此兩地域に於て同一戰術に訴へたのである。その戰術とは即ち鐵道に關する國際的協定であつた。而して東三省に於けるノックスの中立案が日・露の反對によつて阻止せられたに反し、揚子江流域に於けるその政策は長き執拗なる努力によつて成功した。」（9）斯くてその傳統的な對支政策上の原則たる「門戸開放」主義を、强大なる諸國との金融的結合によつて維持し發展せしめんとする米國帝國主義の新しき方法は、一度び滿洲に對する政策に於て挫折したる後、今やその領域を南方に轉じ、具體的な形をとつて作用し來つたのである。

（8）前掲拙稿「滿洲に於ける「弗外交」の發端」參照。

（9）Field; op. cit. p. 17.

而も人々は又一般に、支那大陸に對する歐米資本主義諸國の經濟的侵略が、直接金融的勢力との結合によつて行はれるに至つたといふ事實を、今國際借款團の成立の中に具體的に指示せられることによつて、世界大戰に先だつ其等の期間に於て、是等諸國の對植民地的活動が如何に高度資本主義的な特性を如實に帶びるに至つたかといふことの最も適切なる證明を見出し得るであらう。是等の活動に於ける各國の金融團と夫々の政府との關係に就ての「徹底的考察」は、正にフィールドの指摘して居るやうに、「歐羅巴諸政府が彼等の國民の植民地的又は帝國主義的貿易を促進せしむるがために用ひた方法に關しての問題を包含して居る。……少くとも支那に關して言へば、歐羅巴政府及び日本の政策は、茲數年間その大部分は特定の銀行及商業的機關によつて遂行され來つたことを充分に指摘し得る。例へば露清銀行は、東三省に於ける露西亞侵略の主務機關として一八九五年に創設せられた。滙豐銀行、獨逸銀行、印度支那銀行、横濱正金銀行も亦次第に、夫々英國、獨逸、佛蘭西及び日本の政治的商業的目的に對して、不可缺的な金融的手段となるに至つた。他の强國が支那に於いて其の目的を促進せんがための斯かる方法は、現世紀に於ける領土的侵略より經濟的侵略への方向轉換に照應して居る。」此事情は又米國に於ても同樣であつた。フィールドは米國に於ける政府と金融資本家との關係は之と異なり、借款團は私的利益に從つて結成せられたと言はんよりは、寧ろ政府の刺戟の下に生れたものであり、そは純然たる商業的機關であつて政府の政治外交に就て何等の關係をも有しなかつたといふことを强辯せんとして居る。（10）併しそは徒らに自國の帝國主義的弄策を紛飾せんとする最も拙劣なる論策の一例たるに過ぎないものであつて、彼が他國に就て論じたる所こそ又直ちに自國の政策を最もよく說明するものであつたと言はなくてはならぬ。筆者が嘗て滿洲に對する米國の政策に關して論じたやうに、一般に「弗外交」の名を以て呼ばれて居る所の、政治的權力と結合し且つ直接これによつて擁護されて居る米國金融投資勢力の活動は、第二十世紀に於ける强大なアメリカ帝國主義を最もよく特徴付けて居る所のものであるが、今

吾々の取扱ひつゝある時期に於て、米國はその極東政策に於ても亦他の植民地領域に對すると同樣に、前述の如き米國國務省と金融的投資勢力との間の極めて密接なる結合を樹立するに至つたのである。

（10）Field; op. cit. pp. 35-38. 參照。

故に粵漢鐵道權利權への割込みと、其の結果たる四國借款團に於ける米國の政策は、決して新奇なるものではなくて、既に對滿洲政策に於て樹立されたる「新形態」の門戸開放原則のより廣汎なる一適用であり、これが政策の一繼續に過ぎなかつたのである。換言せば滿洲に於て日露兩國の頑强なる抵抗に遭遇して敗退せる米國資本の新しき極東政策は、揚子江流域に於ては、英・獨・佛三國間の對立抗爭の間隙に乘じて、巧みに四國借款團を成立せしむるに成功したものだと言つて宜い。併し乍ら米國の支那に對する主たる直接の利害關係は、依然として南支那ではなくて滿洲に存した。されば四國借款團の結成に於ける米國の活動が、他の三國との連衡によつて北方に於ける日露の勢力を抑制せんとする意圖を多分に含んで居つたといふ事は至極明瞭である。此事實は後述するやうに、軈て借款團の爾後の活動に於て如實に現はれるに至つた。

尙此場合、何故米國は單獨的な積極的活動に出でずして國際的協定の途を撰んだかゞ問題となるであらう。併し此問題の詳細に就ては既に先に發表した二つの論稿(11)に於て指摘してあるから茲では省略したい。極東の領域に遲れて登場し從つて確固たる政治的經濟的地盤を有しなかつた米國資本主義にとつては、門戸開放の原則を國際的協定の手段によつて貫徹せんとすることが、第二十世紀の其の期間に於ける必然的徑路であつた。米國の金融資本勢力は當時にあつては、未だ單獨の力を以て極東に對する積極的政策を遂行し得る程度に强大ではなかつたからである。

（11）拙稿　ジョン・ヘイの「門戸開放」宣言（本誌第二十七卷第二號）及び　滿洲に於ける「弗外交」の發端　參照。

四

四國借款團による粵漢鐵道利權の獲得が、米國資本の滿洲に對する關心を奪ひ去ることが出來なかつた許りでなく、それとは反對に米國が此の借款團の力を藉りて、再び進出の機會を掴まんとするに至つたことは充分注目に値する。それは、四國借款の調印に先立つこと二週間、即ち一九一〇年十月二十七日にモルガン商會を先頭とする米國財團が、清國政府との間に「幣制改革及び滿洲實業借款」の豫備契約を締結したといふ事實に徵して明かである。

併し米國は、斯かる借款に於ける單獨行動は借款團に屬する他國の容易に容認し得ざる可きことを知ると共に、他方滿洲に於ける日露の二大勢力に對抗するがために右の借款團を利用することが遙かに巧妙なる手段である事を知つた。故に米國はこれを借款團共同のものとすることに同意し、一九一一年四月十五日四國借款團と清國政府との間に右借款の契約が締結されるに至つた。斯くて前記の鐵道借款と幣制實業借款とは、同樣に四國借款團の事業ではあつたが、これが成立の事情を全く異にするものであつた。前者は競爭の弊害に耐へぬ諸國が協調を策した成果であり、之に反して後者は、米國が日露を牽制して自國の對支發展を策するため他國を利用した結果」であつた。(12)と同時に翻つて之れを支那の立場から見れば、米國に對する右の借款の申込みは、正に崩壞の危機に瀕し

て居た清朝政府が、極度の財政的窮乏を一時的に凌がんがために行つた所の、以夷制夷の一手段であつたと觀察される。「其時代に於ける支那の實行は、一の外國政府又は一の金融團を他のものに對抗せしめるといふ事であつた。支那政府は彼等相互を朋友としてよりは寧ろ敵手と考へ、彼等の協同よりも彼等の爭鬪によつて、より多く利することを期待した。米國財團が政府の贊同を得て佛・英・獨の財團と結合するに至つたとしても、支那政府は此の結合を目するに、恰も米國の消費者がトラストの形成を以て何等かの必需品の價格と供給に對して完全なる經濟的統制を實行するものと看做すが如き程度であつたであらう。」(13)

(12) 前掲　支那に於ける國際財團　二八頁

(13) Croly; Wieland Straight, p. 349.

幣制改革及び東三省實業振興借款契約の要項は次の如くであつた。

幣制改革及東三省實業振興借款契約

一、借款總額　一千萬磅　前渡金四十萬磅

二、政府手取　額面の九五％

三、利率　額面の五％公債發行の日より起算し六箇月毎に支拂ふ。但し前渡金に對する利子は年六分とす。

四、償還期間　公債發行の日より起算して十箇年据置き第十一年目より三十五箇年賦。毎年二回元金を償還す。前渡金は契約調印の日より十八箇月以内に全部償還するものとす。

五、擔保　(1)東三省鹽草及び酒精稅、年額庫平銀百萬兩、(2)東三省出產稅(Production Tax)年額庫平銀七十萬兩、(3)東三省鎭場稅(Consumption Tax)年額庫平銀八十萬兩、(4)支那各省釐稅新附加稅、年額庫平銀二百五十萬兩、以上の諸稅歲入計庫平銀五百萬兩。

六、使　途

(1) 全國幣制改革費　七、六〇〇、〇〇〇磅

(2) 東三省農業振興費　一、四〇〇、〇〇〇

(3) 黑龍江開墾費　四〇〇、〇〇〇

(4) 漢河、觀音山、三姓金鑛開採費　二〇〇、〇〇〇

(5) 東三省防疫費　三〇〇、〇〇〇

(6) 東三省燒酒、砂糖、紙工業改良費　一〇〇、〇〇〇

七、特殊條件

(1)銀行團は幣制改革に關し監督官を選任して之を監督せしむ。

(2)滿洲投資に關する將來の優先權。條款第十六條「支那帝國政府が本契約に基きて企圖せる作業を繼續し又は完成せんが爲めに本公債より得たる收得金の外に、尙支那の財源以外の財源より資金を欲する時は、該帝國政府は右所用資金を調達するため先づ銀行團を招請して公債を引受けしむ可し。但し右補充公債の條件に關して支那政府と銀行團との間に協議整はざるときは他の金融團體協請を受けて之を引受くることを得可し。又支那帝國政府が外國資本家を招請して本公債に依りて企圖し若くは之に關聯して企圖すべき滿洲に於ける仕事に關する支那の利益に關與せしめんとする時は、銀行團は先づ招請を受けて之に關與すべし。」

(支那關係條約集九七―一〇五頁、前掲　支那に於ける國際財團二八―二九頁に據る)

東三省に關する右の借款が、同地域に特殊權益を確保する日露兩國の反對に遭遇したことは固より當然であつた。

特に反對を蒙つた點は前記の第十六條であつた。日本の主張する所によれば、「優先權は支那に於ては、屢々適當なる手段を以て獲得された產業上の特殊的權益を完全に享受するために必要な方策として確認されて居るのであつて、斯かる權益と何等關係なき一般的事業や活動に對して優先權を保證するが如き企ては、從來嘗て爲された事がなかつた。」南滿洲地方に特殊權益を有する日本は、啻に此の特殊權益を脅かすのみならず、自己の活動對象と組織とを他國に比して不利益なる地位に陷れるが如き方策に對して無關心たるを得ない。故に現在の難問題を解決する方法は、第十六條を全く撤回するか若くは銀行團に對する優先權を承認せざる樣に條項を改訂するより他に途はないと。（一九一一年六月二十六日付佛蘭西政府宛の日本政府覺書）露西亞政府も亦同樣の覺書を發表し、「シンヂケートは露西亞が重要なる特殊利益を有する領域に金融上及び產業上の事業の獨占を企て」、その例外的な地位によつて滿洲に於ける「露西亞の利益關係の發展を阻止せんとする傾向」に對して抗議し、第十六條の撤回を要求した。(14)

(14) E. B. Price; The Russo-Japanese Trieties of 1907-1916 concerning Manchuria and Mongolia. 1933. pp. 68-69.

右の借款は滿洲に於ける二大勢力の斯かる頑强なる抵抗に遭遇して、充分なる效果を攻めることは出來なかつたが、而も猶借款團の活動範圍を著しく擴大せしめたものと言はなくてはならぬ。借款團の關與する所は、今や(1)支那に於ける一切の鐵道、(2)幣制改革の借款、(3)、滿洲產業のための借款を包含したるのみならず、幣制改革借款を成立せしめ、且つ一九一一年五月十三日に行はれた借款前渡金を擁護せんがためには、勢ひ外國市場に於ける支那の信用を保證せざるを得ず、從つてそのために(4)支那に對して一切の財政上の問題に關與せざるを得なかつたのである。斯くては借款團の企圖する所は、支那に於ける單獨借款を排除し、次第に金融投資上の獨占的支配權を獲得せんとするにあつたのである。

併し結果から見れば、四國借款團によつて企てられた上述の二箇の借款は、何れも所期の目的を達成することなくして終つて居る。粵漢鐵道借款に就て言へば、該鐵道の建設せらる可き諸省に勃發した革命的な外人利權回收運動は、勢ひ右の借款に對する反對的騷擾となつて現はれるに至つた。ウィロービー(Willoughby)に從へば、鐵道建設は英國管理下に於て二八六哩、獨逸管理下に於て、七五哩行はれたに過ぎず、米國管理下では遂に一哩の建設も行はれる所がなかつた。(15) 一九一一年の借款交付金五百萬弗も亦償還せられず、一九二九年一月一日現在の元利總額は七、五一二、六七〇弗と計算されて居る。(16) 幣制改革借款も亦同樣四十萬磅の前渡金が爲されたのみで、借款其のものゝ發行は次から次に延期せられ、結局前渡金四十萬磅及びその利子たる四萬七千磅も亦其後一九一三年四月の善後借款によつて支拂はれることゝなり、斯くて此借款契約は消滅してしまつた。換言すれば一九一二年の辛亥革命と清朝の沒落は、借款團の活動を一時停頓狀態に陷れたのである。

(15) Willoughby; Foreign Rights and Interests in China, 1927. Vol. II, pp. 1077-8.

(16) 前揭　米國の對支經濟政策　九一頁

五

辛亥革命の導火線をなしたものは一九一二年秋四川省で勃發した鐵道借款反對の暴動であつた。武漢防備の官軍

が四川鎭定のために出動した機會を把へて、同年十月十日革命軍は一擧に武昌城を占領し、これに呼應して立つた各省の革命の烽火は遂に翌年一月に於ける共和政體南京臨時政府の成立を成就せしめ、同年二月十二日「宣統皇帝九五の位を退き、茲に建國二百七十七年の大清帝國は慘として全く亡び去つた」のである。併し乍ら清朝の專制政治を倒壞せしめた支那革命は、その民主々義的綱領を貫徹することなくして再び反動的な封建的官僚支配の下に抑壓せられた。換言すれば清朝の崩壞を犧牲とし、南京臨時政府と結合することによつて民國初代の大總統の倚子を克ち得た袁世凱は、帝國主義列强の金融資本勢力の支持の下に、革命的勢力を掃蕩して了つたのである。清朝の末期に於ける財政的窮乏が、歐米諸國の金融資本勢力に乘ず可き機會を與へたといふ事は旣に觀察し來つた所であるが、今や革命政府は清朝疲弊の後を繼承し、而も事變以來各省からの歲入は全く杜絕したるため國庫は愈々空乏を告ぐるに至つた。而も他方行政費軍事費其他の支出にして急を要するもの頗る多額に上り、財政の窮狀は極度に達するといふ狀態であつた。されば新政府は此の焦眉の救を凌ぐために樹立早々四國借款團に對し、先きの幣制改革借款を改訂して更めて一大借款に應ぜん事を申込んだのである。

これを借款團の側から言へば、革命後に於ける支那新政府の勢力は甚だ不安定であるため、其の投資利益の保證に就て多大の不安を感じて居つた事は事實であるとは言ひ乍ら、此場合何れかの一國が巨額の借款を引受けることによつて支那の財政經濟上に獨占的支配權を得ることに對しては、借款團成立の趣旨から言つても、殊に米國の利害から言へば、極力之を阻止し牽制することが必要であつた。特に此の革命の時期に際して對支投資活動に於ける對立と抗爭とは、支那に於ける反帝國主義的革命運動の發展に有利な客觀的條件を提供するに過ぎぬものであることを知つて、是等の諸國は共同的利害に基く國際的協定の方法を繼續するの必要を更に一層痛感しつゝあつたのである。然らば是等の情況の下に於て借款團の要求する所のものは如何なるものでなくてはならなかつたか。それは言ふ迄もなく支那政局の不安定を口實として、借款に對するより高率の利潤の保證と、借款に對する擔保を確保するために支那の財政に對するより立入つた干渉と管理とを要求するといふことであつた。然るに支那政府が借款團の此種の要求を受諾する事に多大の難關があつたがために、新借款は容易に締結の運びに至らなかつたのである。

四國借款團との交渉が斯くて遷延しつゝあつた時期を通じて、支那政府は二回に亘つて單獨借款の締結を企てゝ居る。一は白耳義シンヂケート借款であり、他はクリスプ借款と呼ばれる所のものであつた。

白耳義シンヂケートは、白耳義の Banque Belge Pour l'Etranger（華比銀行）を代表とする露佛資本勢力の機關であつたが、其他に猶四國借款團に加入せざる若干の資本家を含むものであつた。オバーラック（Overlach）によれば、それは (1) Eastern Bank Ltd. and Messrs. T. Henry Schröder & Co., both of London. (2) Messrs. A. Spitzer & Co., Paris. (3) The Russo-Asiatic Bank（露亞銀行）(4) A Belgian Group: La Société Géneral de Belgique, La Banque Sino-Belge, La Société Belge de Chemins de Fer en Chine. から成立つて居た。(17) 一九一二年三月十四日時の國務總理唐紹儀は、白耳義シンヂケートとの間に次の如き要項を含む單獨借款契約を締結した。

白耳義シンヂケート借款要目

一、借款總額　一千萬磅　支那政府公債引受の形式による。
二、手取金　百磅に就き九十七磅
三、利率　年利五分
四、償還　契約調印の日より起算して一箇年とし市價を以て買入償却す、但し支那政府の都合により期限前と雖も一箇年分の利子を附すれば之が償還をなすことを得。
五、擔保　京張鐵道財産及收入。
六、特殊條件　支那政府が將來外債を募集するに際し條件同一なれば白國シンヂケートは引受の優先權を有す。

而してシンヂケートは借款總額一千萬磅の內百萬磅を即時交付し、四月六日に第二回の二百萬磅を交付することを約束した。(18)

(17) Overlach; op. cit., p. 241.
(18) 前掲　支那に於ける國際財團　三一頁

右の單獨借款に對する四國借款團よりの抗議は固より豫期さる可き所であつた。米國銀行團の代表者は右の借款の署名を以て「明白なる契約の破壞」(a crear breach of contract)であると認め次の如く論じた。

「各省を通じての混沌たる狀態と、眞に有力なる何等かの權力も北京に存在せぬにも拘らず、借款團は、支那政府を支持し、且つ支那が健全なる狀態に復歸することを援助せんがために、支那借款の如何なる公募も不可能である時期に當つて、北京政府確立に必要なる基金を前貸す可く準備して居つたのである。然るに白耳義借款の締結は、借款團の企てつゝあつた大借款の保證を侵害した。それは提供された基金又は提供さる可き基金が如何なる使途に費されることが適當であるかに就ての保證を與へて居ない。それは支那行政上の能率の向上を保證することなくして其の責任を增加せしめ、且つ支那の信用を回復せしめずして却つてこれを毀損せしむるに役立つたのである。」(19)

だがリーマー(Remer)も記して居るやうに、借款團の代表者が「明白なる契約の破壞」であると觀察した事柄は支那及び借款團以外の銀行團の側から言へば、「支那の投資市場を獨占化せんとする企てを破壞するための努力」であつた。而して「借款團は此の正當なる競爭を許すことを欲しなかつたのである。」(20)當時の "Far Eastern Review" によれば、「支那の新しき支配者は、一の團體を他のものと對立せしめ、斯かる競爭によつて支那が、何れかの外國による財政上の獨占又は管理から免れることを希望する所の傳統的戰術(即ち以夷制夷の政策)を墨守した」ものであり、更に又白耳義シンヂケート借款の政治的意味は、露西亞が蒙古を橫斷し張家口を經由して主都に至る鐵道の支配を得るために多年努力し來つたといふ事を想起するならば、甚だ明瞭な事柄であつた。(21) それにも拘らず、白耳義シンヂケート借款は、結局四國借款團の反對によつて廢棄された。而して既に授受された第一回交付金の百萬磅及び第二回の內渡金二十五萬磅は、善後借款中から返濟せらる可きものとせられた。

(19) Willard Straight; China's Loan Negotiation, p. 14. Field; op. cit. p. 78.
(20) Remer; Foreign Investment in China. 1933. p. 126.

(21) "Far Eastern Review." Vol. 8, pp. 378-379. cited by Overlach, op. cit. pp. 242-243.

白耳義シンヂケートとの單獨借款が上述の如き難關に遭遇したといふ事實があつたにも拘らず、支那政府は一方に於ては借款團との交渉の行惱みと、他方に於ては財政上の窮乏愈々逼迫せるため、同年八月十三日再び英國の一財團 Jacson International Syndicate との間に所謂クリスプ借款（Crisp Loan）を締結するに至つた。此財團は六國借款團（此時は既に日露兩國が參加して居た）とは無關係な英國の Chartered Bank of Inidia, Australia and China. London and South western Bank. Capital and Countries Bank. Loyds Bank. 等の銀行業者の組織するものであつて、七月十二日北京に於て熊財政總長とジャクソン・シンヂケート代表者との間に假契約が結ばれ、後倫敦に於て英國側代表者クリスプ會社と支那公使との間に次の如き内容を有する本契約の調印が行はれた。此のシンヂケートは屢々クリスプ・シンヂケートと呼ばれ、此借款はクリスプ借款と呼ばれる。

クリスプ借款要目

一、借款總額　一千萬磅　中三百萬磅は民國元年中に交付し、二百萬磅は同二年二月迄に、五百萬磅は同年九月迄に交付す。
二、政府手取金　額面の八十九％
三、利率　五分
四、償還　期限四十箇年、十個年据置、第十一年目より三十個年賦、
五、擔保　鹽稅歳入より他の外債の擔保たる二千四百萬兩を控除したる殘額、
六、特殊條件　本公債の全部償還を終らざる以前に於て、本契約よりも有利の條件を以て他より外債を受くるを得ず。若し外債募集の必要を生じたる場合には、本シンヂケートは他と同一の條件により應募の優先權を有す。
（前掲　支那に於ける國際財團　三五頁に據る）

此の單獨借款も亦、白耳義シンヂケート借款の場合と同樣の理由によつて、國際借款團によつて反對せられた。就中鹽稅歳入を擔保としたる點及び前記特殊條件中の優先權に就ては强硬に抗議せられた。併し乍ら支那政府の辯解は先と同樣に、借款團との交渉の纏らざる限り斯くの如き借款も亦止むを得ないといふ事、若しも借款團が支那の財政上の管理及び監督に關する條件を緩和するならば、此種の借款を進んで廢棄するであらうといふ點にあつた。九月二十四日クリスプ・シンヂケートは借款の中五十萬磅を渡し、英國政府が斯かる借款の成立を阻止せんとしたにも拘らず、更にその二日後には五百萬磅の借款を倫敦市場に於て募集した。だが此の借款も亦結局四圍の事情に從ひ遂に成功を見ずして廢棄され、支那政府は右のシンヂケートに與へた一切の優先權を解除して了つたのである。

六

上述の如く單獨借款團の活動は結局無効に終らざるを得なかつたのであるが、而も是等の事實は、支那に對する國際資本活動の協定の期間を通じてすら、如何にそれ等の協定が充分獨占的の機能を發揮し得ないものであつたかを說明して居る。國際借款團の成立は確かに、植民地領域に對する國際資本主義活動の典型的な共同戰線ではあつたが、それは後に見る如く、啻に暫定的な協定であつた許りではなく、決して一時的なりとも對立と抗爭の本質を解消するものではなかつた。而して此事は更に吾々が借款團内部に於ける國際資本團の利害の對立に眼を轉じた場

合に於て一層明瞭となるであらう。斯くてその內部に於て釀成された對立の諸要因は、軈て借款團其のものゝ自己崩壞に迄導いたのである。

此點に就いて先づ指摘されなくてはならぬことは、日露兩國の參加問題である。支那の東北領域に於て斷然優勢なる利害關係を保有する此の二大勢力を除外して、國際借款團が最初四國間に締結せられた理由は、主として是等借款團の共同的結合の力によつて、右の二大國の獨占的勢力の伸長を牽制せんとするにあつたことは明瞭であつた。而して之を米國の立場から見れば、屢々滿洲の經濟的領域に對して企てた國際的管理の提案が、日露兩國の頑强なる抵抗によつて、紛碎された其の失敗に對するの報復的活動を意味して居つたのである。事實四國借款團の活動中米國が主導的立場に立つた「幣制改革及び實業振興借款」に於ては、敢て東三省に於ける經濟的利權に關與せんとしたるのみならず、該地方に於ける將來の投資活動に對して優先權を獲得することすらも企圖して居る。併し乍ら是等の領域に最も重大なる既得權益を有する二國との協力を得ずして、借款團が支那全土に對する金融的獨占を獲得することが如何に不可能であるかは、右の借款の結末によつても亦明瞭であつた。此意味に於て國際借款團に對する右二國の參加は當然豫定せられて居つたものだと言つて宜い。換言せば、日露兩國の利害にとつては、四國借款團と爭つてこれを崩壞せしめるか、若くは之に參加することによつて其の內部から自己の特殊權益を擁護するか、二途の何れか撰ばなくてはならなかつたし、借款團にとつては巧みに兩國の勢力を牽制し乍ら、何等の保留條件なくしてこれに參加せしめ、以て全般的に借款團の政策を押し擴めることが必要であつた。故に兩國の參加に關する借款團と右二國との折衝は、如上の反對的意見を相互に妥協せしむるといふ點に集中されたのである。

日露兩國は借款團に對する加入條件として飽く迄も滿蒙に於ける特殊權益の容認を主張した。露西亞は「本借款が其性質上北滿、蒙古及び西支那に於ける露西亞の利權及び特殊利益を毀損するが如きものを含まざること」を條件とし、日本も亦同樣「本借款に關聯する一切の作用が、南滿洲及びこれに近接する東部內蒙古の地域に於ける日本の特殊權益を毀損するが如きことなし」との事項を以て參加の條件とした。然るに四國側は、本借款團は斯かる政治上の問題に容喙す可き權能を有しないといふ理由で、兩國の條件の承認を拒否した。此種の交涉が再三繰返された後一九一二年六月二十日に至つて漸く双方の妥協が成立し、日露兩國は、若しも借款が兩國の既存權益に反するものと考へた場合には其旨を他の關係諸國に通告して、協定から脫退し得るといふ權利を保留して、始めて借款團に參加するに至つた。(22)

(22) Price; op. cit. pp. 73-75. Field; op. cit. pp. 105-109.

四國借款團は茲に至つて六國借款團となり、支那に對する國際資本主義の共同戰線は外見上では一應茲に完成を見るに至つた。而も日露兩國に與へられた如上の保留條件の如きは、明かに平等權益の原則の上に締結された借款團の本來の機能を著しく弱めざるを得ないものであつた。而も借款團內部の對立關係は、唯單に日露兩國と他の四國側との利害の對立といふが如き簡單なるものではなかつた。對支借款の締結に際して、參加諸國の資本主義的利害が一樣でなかつたといふ理由によつて、借款契約に關する諸條件に就ても亦各國は必ずしも一致する所がなかつ

た。例へば借款の最重要條件たり且つ借款締結を遷延せしめた最大の原因たる支那財政上の監督に關して言へば、英國は、支那の一般狀態の改善や外國管理に對する猛烈な反對運動を考慮すれば、借款團の規定を緩和するのが至當であると信じた。然るに他の諸國は此見解に同意することなく、米國の如きは依然として借款團の目的が(1)支那がその財政上の紊亂と國民的破產を免れるために契約す可き負債額の統制、(2)此の目的を有効ならしむるために、借款の擔保として提供される歲入管理の改革、及び(3)借款が徒費され若くは個人的消費に用ひられぬやうこれが使途を監督すること、等に存する旨を强調した。其他の點に就て見ても、或ひは佛蘭西が、他國の意向に反して、革命中に外國人の蒙つた損害が善後借款前渡金中より支拂はる可きことを主張しつゝあつた如き、又露西亞が借款發行額は各國毎に其の高を異にす可きであると論じて暗に借款の國際化に反對しつゝあつたが如き、借款團の一致的步調を紊るが如き行動が少くはなかつた。而して對支借款上の利害の對立は歐羅巴に於ける政治上の問題と結び付いて更に一層の混亂を呈した。當時の駐佛米國大使の通信は、佛蘭西の態度が借款の國際化に反對しつゝあつた事を告げ、此事は如何なる關係に於ても佛蘭西が獨逸と協力する事を拒む佛蘭西下院の空氣を反映するものである事を指摘して居る。是等の關係は財政顧問選任の問題に關して遺憾なく暴露された。「財政顧問の人物に就ての論爭中、此問題は歐羅巴の政治と混同されるやうになつた。英國は態度を一變して佛蘭西及び露西亞を支持した。それは獨米を排除することによつて三國聯合を支那に迄擴大せんとする努力であつた。獨逸は關稅に對しても鹽稅に對しても英國の管理權獲得に反對した。他方米國は、交涉は、純然たる政治問題によつて停頓せしめられることなくして促進せられなくてはならぬといふことを力說して居た。」(23)

(23) Field; op. cit. pp. 87-91.

斯くて各國の帝國主義的利害の對立は、支那の提案と六國借款團側の基礎條件との一致を妨げ、從つて借款契約の締結を遲延せしめる有力なる原因であつた。米國公使がその報告の中で正に適切に言つて居るやうに、「支那を援助するための友誼的な國際的協定といふ事は最早や問題ではなくなつて了つた。それは彼等自身の利己的な政治的目的を達成するために、共同的利害を持つた大强國の一の結合」に過ぎなかつたのである。(24) 此事は支那の財政總長をして次の如く嘆ぜしめて居る。「此借款の交涉に於て最初は屢々延期せられ、次に相續いて契約條項の變更が行はれた。私は實に想像も出來ないやうな困難な地位に置かれてしまつた。……外國民は我國が債務を支拂はぬ事を非難するが、彼等の爲して居る凡ゆる行動は同時に我國の供給資源を停止せしめ、從つて彼等の債權を支拂ふことを許さない。又外國政府は我國に新政府が確立して居らぬといふ事を非難するが、彼等の行動は我國の財源の增加を阻止し、從つて我國の進步を許さぬのである。」(25) 是等の事情こそ支那政府をして屢々以夷制夷の政策に出でしめ、又國際借款團との契約を無視して再三單獨借款の締結を行はしむるに至つた理由をなすものであつた。而してこれを借款團に就て見れば、不斷の內部的抗爭と對立とは愈ゝ激しさを加へ、一九一三年の米國の脫退によつて早くも國際的協定の破綻を世界に公示するに至つた。

(24) U. S. Foreign Relation, 1913. p. 160.

(25) A letter from the Chinese Minister of Finance, Chou Hsueh Hsi, to the Consortium. ibid. pp. 167-170. Field; op cit. p. 94

七

米國が突如として六國借款團から脱退した事は一見甚だ奇異の感を與ふるに足るものであつた。同年新に大統領に就任したウィルソン(Wilson)は三月十八日の教書に於て、國際借款團に對する從來の政策を一變し、米國財團支持の撤回を聲明した。教書の一節は次の如く書かれて居る。

「銀行團の代表者は、若しも現政府が明白にそれを要求するならば、既に提案された協定の下に對支借款參加の行動を繼續す可き旨を宣言し、現行政部の意見を徴し來つた。然るに現政府は、借款條件若くはその要求に當然含まる可き政府の責任關係に同意し得ざるを以て、右の要求を爲すことを拒絶した。該借款の諸條件は、著しく支那の行政權の獨立に干渉する觀あるを以て、現行政部は縱令係合ひにもせよ、かゝる諸條件の一當事者たる可きの要を認めない。銀行團に右の借款參加を要求すること自體に含まるゝ政府の責任は、現に國力の意識並に人民に對する國家的責任の意識に覺醒しつゝある東洋の一大國家の財政問題延いては政治問題に迄强制的に干渉するといふ不幸なる結果に立入るやも計り難い。借款條件は借款保證のために特殊租稅を擔保とし、その課稅の或るものゝ如きは時勢に遲れた且つ苛重なるものであるが、更にその上に外人代理人によるかゝる租稅の管理すらも包含して居る。斯かる保證と管理とを伴ふ借款の慫慂に含まれる合衆國政府の責任は至極明白であつて、我國政府の據つて立つ原則に背反するものである。」(26)

(26) MacMurray; op. cit. Vol. II. p. 1025.

嘗て國際借款團内部に於て、最も强く支那財政上の國際管理を主張して止まなかつた米國が、今や掌を翻すが如く其の所說を變改し、斯かる國際的管理を内容とする借款契約條項が支那の獨立行政權に干涉する嫌ひがあり、斯かる行動は米國政策の據り所とする根本原則に反するといふ尤もらしい口實を以て、敢て借款團より脱退するに至つた理由は果して如何なる點にあつたか。此點を論ずる人々は屢々これが原因を或ひは米國内政上の問題に歸着せしめ、或ひは當時に於ける米國資本主義の直接的利害關係に求めて居る。併し乍ら筆者の見解を以てすれば、これが根本的原因は、時日の經過につれて次第に明かになつた所の國際借款團の機能の變質が、最早や米國對支政策の基調たる所謂門戸開放の原則に一致しなくなつたといふ點に求む可きものではないかと思ふ。

既に觀察し來つた如く國際借款團を通じての米國の對支政策は、滿鐵中立案や滿洲銀行計畫案に於ける米國帝國主義活動の一繼續に過ぎなかつた。米國は借款團の活動の範圍を單なる鐵道借款の範圍から次第に支那全土の總ゆる金融關係にまで擴大せしむることに於て、主導的役割を演ずることが出來たのである。支那に政治上の特殊權益を有せざる米國にとつては、國際協定の擬裝の下に先づ權益の平等的分配に參畫し、然る後その强大な金融的勢力によつて徐々に他國の資本勢力に對して支配的地位を獲得することが、最も望ましい帝國主義的手段であつた。對支政策上に於ける門戸開放及び機會均等の原則は正に斯かる帝國主義的利害に立脚するものであつた。

然るに國際借款團の機能は時日の經過に從ひ、特に日露兩國の參加以來其の本質を著しく變化してしまつた。殊に借款契約の交渉が遷延するに從つて、參加國が此の協同機關を支持する理由は次第に借款團本來の目的に遠ざかり、各國がそれぞれの相反する帝國主義的利害に從つてこれを利用せんとする傾向が甚だ顯著となるに至つた。日露兩國の如きは、先に記したやうに、借款團内部に於てすら特殊なる利益範圍の保留を暗默の間に承認せられて居つた。而して斯かる事情によつて借款團の活動の範圍も亦自ら次第に縮小せられた。一九一三年一月に於ける協定に於ては、活動範圍は專ら行政上の借款に局限せられ、借款團の規約は「最早や產業及び鐵道借款に適用せられず、是等の借款は自由競爭に向つて開放せらる可きこと」が規定せられた。斯くて借款團は「排他的利權及び特殊權益のために相爭ふ利害に對しては、憐れむ可き武器」(Field) になつてしまつたのである。

斯かる狀態に置かれた借款團が、最早や米國の對支政策遂行のための望ましい機關でなかつた事は明かである。此意味に於て國際借款團よりの米國の脫退は當然の成行であつたと言はねばならぬ。併し乍ら他方借款團よりの離脫によつて米國は對支投資活動を斷念したのでもなければ、況んや對支政策としての門戸開放の原則を放棄したのでもなかつた。事情は全く之れとは正反對であつて、米國は此の傳統的政策の遂行に當つて今や協同的作業によるよりは寧ろ單獨的活動によることを以て、最も有利とするに至つたのである。前掲ウィルソンの敎義の他の一節は此點に就て次の如く述べて居る。

「合衆國政府は、我國と支那共和國との間の最も廣汎且つ密接なる貿易關係の增進を熱望する。現政府は米國の商人、製造業者、建築業者及び技術家のために、現在彼等が缺乏を感じて居り且つそれなくしては彼等が他の商工業競爭者と比べて甚大な不利に立つべき所の、銀行其他の金融的便宜を與へるに必要な立法手段を慫慂し支持するであらう。これが政府の義務であり、且つ、支那の發展によつて得られる米國市民の主たる實質的利益でもある。我國の利害關係は門戸開放のそれであり、此友情と相互利益の門戸のみが、我國の關心を有する唯一のものである」と。(MacMurray; ibid)

ニアリング(S. Nearing)は右の敎義を以て「金融帝國主義の懸引と目的」とを暴露したものであり、且つ「第一次ウィルソン政府が、合衆國の金融業者よりも寧ろ工業家を代表して居たといふ重要な隱れた動機を物語つた名文である」と批評して居る。(27) 又或論者は此の批評を敷衍して「銀行資本よりも產業資本の支持をより多く受けて居た第一次ウィルソン政府が、國内產業への金融を容易ならしめるために、政治借款に主として力を注ぐ六國借款團より脫退した」ものだと說明して居る。(28) 當時に於ける米國の金融資本勢力は異常に强大であつたといふことは勿論言ひ得ない。米國の一九〇九年に於ける外國投資額は二十億弗を計へ、大戰直前には二十六億弗餘に上つては居るが、他方米國に輸入された外國資本額は當時五十億弗に達して居た。此事は資本を歐羅巴諸國に仰がねばならぬ程國内に於て未だ產業的發達の餘地が充分に殘されて居た事を意味し、且つ貸付資本として輸入せられたものが、產業資本として國外にその投下市場を求めつゝあつたといふ當時の米國資本主義の特色を說明するものであつた。併し米國の主たる投資市場は專らラティン・アメリカ諸國及び加奈陀であつて、極東に對する投資は僅かに一億七千

五百萬弗（内二億弗―日本、及び支那、七千五百萬弗―フィリピン）に過ぎなかつた。故に米國の支那に對する經濟的利害は依然として投資よりも寧ろ貿易の方面に存したといふことが出來るのである。

(27) Nearing & Freeman; Dollar Diplomacy. p. 52. 邦譯弗外交　八十一頁。

(28) 前掲　米國の對支經濟政策　一〇〇頁。

併し乍ら右の理由によつて、支那に對する米國の金融資本的活動の意義を過小に評價することは出來ない。成る程米國の對支投資は其の絶對額から言へば微々たるものではあつたが、それにも拘らず茲では米國資本の積極性は甚だ顯著であつた。米國は既に資本投下市場としての支那の將來の役割を認識し始めて居た。故に領事も外交官も茲では米國資本の道を開くために狂奔して居つたのである。此の事に就ては滿洲に於ける尨大なる投資的計畫のために米國大金融團の手先となつて暗躍した奉天領事ウィラード・ストレートを想起すれば足りるであらう。國際借款團に於ける米國の役割も亦此點から理解されねばならぬ。米國は此の借款團に對して、啻に政治借款に就てのみならず支那の總ゆる借款に就ての獨占的權力を保有せしめやうとしたのである。此見地からすれば、國際借款團からの米國の脱退を以て「政治借款にのみ投資する借款團に加入することは、國内金融の圓滑を害し、國内に於ける金利を高からしめ、産業の發達を阻害する恐れがあつた」(29) がためであつたとのみ斷ずることは出來得ないかと思ふ。斯かる純經濟的の理由が全然存しなかつたといふのではない。併し乍ら米國脱退の根本的原因は、既に指摘したる如く、極東領域に於ける帝國主義的利害の對立といふより本質的なるものゝ中に求めることが出來るのである。

ヴァイアレート(Viallate)が、六國借款團は、「支那に政治的鬪爭と領土分割の機會を減じ」「極東に於ける若干の帝國主義の軋轢から生ずる損害を最小限に減ぜしめた一の幸福な企て」であつたと賞讃し、米國の脱退は此意味に於て甚だ不幸であつたとなして居るが、(29) 此種の見解のとるに足らざる事も亦自ら明かである。國際的協定が國際的抗爭を基礎として生れ出て來たやうに、是等の協定そのものも亦生成の始めから分裂と抗爭の要因を孕んで居つたのである。それは世界の政治經濟に於ける帝國主義的關聯といふ楯の兩面に過ぎないのである。

(29) Achille Viallate; Economic Imperialism. 1923. pp. 90-91.

斯くて國際借款團の變質とこれよりの離脱によつて「支那を搾取せんとする米國金融業者の野心は、此時も亦實現されなかつた。けれども、米國資本が極東で演じ始めつゝあつた主要なる役割を明瞭にすることは出來た。此役割は當時太平洋を支配せんと努力して居つた日本との鬪爭を益々深刻化して行つた」。(30)

(30) Nearing; op. cit. p. 52. 弗外交　八一頁

八

交渉年餘に亘つて波瀾を重ねた所謂善後借款(Reorganization Loan)は、米國の脱退後、一九一三年四月二十七日に至つて、遂に五國借款團と支那との間に締結された。それは次の如きものであつた。

善後借款要目

一、借款總額　二千五百萬磅

二、手取金　發行價格九十とし支那政府の手取八十四を下らざること。

三、利率　年利五分。

四、償還　期限四十七箇年とし十箇年据置、第十一年目より償還を開始し、公債發行後第十七年を經過したる後は借款の全部又は一部を何時にても償還するを得、但し三十二年前は二分半の割增を付するを要す。

五、擔保　鹽稅收入

右の外鹽務處の改革完成迄直隸、山東、河南及江蘇の四省は本借款の遂行に應ずるに必要なる規定の資金を毎月銀行に拂込むことを要し、此の拂込金に對する擔保は右各省に割當て負擔せしむべき中央政府の稅金を以て之に充つ。又海關收入の一年の徵收額にして一切の現存債務を支拂ふに必要なる額を超過せる部分は、先づ第一に之を本借款の擔保に充つるものとす。

六、特別條件

(1)財政部鹽務處に支那人總辨の外、外國人會辨一名を置き鹽務監査の事務を主管せしむ。將來監務の收入は銀行に預入れ右總辨は會辨の署名あるに非ざれば引出すを得ず。

(2)本借款を引出す場合には審計處外人、支那人兩監査員の署名せる支拂命令及引出小切手を財團代表者に交付し審定を得て現銀を引出すべし。

(3)將來鹽稅を擔保として借款し或は本借款と同一の用途の爲に借款を起す場合には財團は引受選擇權を有す。

本借款に就て特に指摘されなくてはならぬことは(一)支那の鹽政を確立すると共に、海關行政に準じて或程度迄鹽稅の外國管理が行はるゝに至つたことゝ　(二)債權國によつて借款の使途の監督が行はるゝに至つたといふ點である。

(一)鹽稅管理　支那政府は鹽務行政の中央機關として鹽務處を設け之に外人の最高顧問を招聘し、又鹽稅徵收の中央機關として稽核總所を置き總辨(支那人)一名、會辨(外人—英國人任命さる)一名を以て之を統理し、各產鹽地には稽核分所を設置して統理(支那人)一名、協理(外人)一名之を主幹する仕組みで、更に徵收せる鹽稅は財團又は財團の承認せる預金管理所に預け入るゝことゝなつた。

(二)借款使途の監督　支那政府は會計檢査のため中央に審計院を設け、內に外債室を附設し、二名の外國人顧問を置いて稽核員たらしめ、外に支那人外國人各一名の外債室長を置き借款の使途を監督せしむることゝなつた。

借款の使途は契約によつて次の如く定められた。

(1)外債にして期限を過ぎ未だ償還せざるものゝ元利、團匪賠償金二百萬磅、四國幣制借款前渡金四十四萬七千餘磅、白耳義借款元利百二十六萬四千六百磅、六國借款團前渡金元利六十萬五千餘磅、計四百三十一萬六千六百萬磅（フィールドの記す所によれば、計四百三十一萬七千七百七十八磅九志七片）

(2)各省の起した外債二百八十七萬磅。

(3)近く滿期に達する外債、六國借款團前渡金百三十五萬餘磅、橫濱正金銀行借款元利二十三萬五千磅、革命事變に外人の被れる損害賠償金概算二百萬磅(之は後に至り減額せられた)。計三百五十八萬五千萬餘磅(フィールドによれば、三百五十九萬二千二百六十三磅十志三片)

(4)本借款の第一年前半期に於ける利子六十二萬五千磅及び銀行の取扱手數料千五百餘磅、計六十二萬六千五百餘磅。

(5)鹽政改革費　二百萬磅

(6)支那各省に於ける軍隊解散費　三百萬磅

(7)北京政府の行政費其他　五百五十萬磅

（以上、前掲書、支那に於ける國際財團　三九—四一頁　及び Field; op. cit. p. 100. に據る）

右に於て覩はれる如く、善後借款に於ける支那の手取金二千百萬磅餘の中その半分は外債整理に充當され、殘額の中更に半分即ち五百萬磅は鹽政改革及び軍隊解散費に充用せられるものであつたから、結局政府の利用し得たものは五百五十萬磅位に過ぎなかつた。而も斯かる行政費の多くは袁世凱が自己の地位を擁護するために革命派掃蕩等のために濫費せられたものであつた。斯くして結局に於て本借款は一部の外債の整理を行つたのみで殆ど財政の改善に寄與する所もなく、僅かに一時の涸渇を霑したのみで霧散してしまつたのである。斯くの如きが年餘の紛亂せる交渉の結果として漸くにして齎らされた所の、即ち獨立借款を排除するための爭ひ、日露兩國の參加と米國の脱退、財政顧問獲得のための競合ひ、財政の管理監督に對する支那政府の抵抗、而して最後に支那に於ける有力なる團體の反對等の複雜多岐なる關係と折衝とによつて始めて齎らされた所の善後借款の眞相であつた。而してそれによつて支那の獲得した所のものは果して如何なるものであつたか。それは資本主義諸强國による經濟・財政・政治上の干涉のより一層の深化と、斯かる多額の借款と其の利子とを支拂ふために、長年月に亘つて支那の民衆に課せられたる苛重なる負擔とであつた。是等の事情によつて支那は自らの經濟的發展のための主導力を喪失し、民衆の窮乏化は其の極に達したのである。

五國借款團は國際資本主義的對立の破局たる世界大戰の勃發によつて、事實上崩壞してしまつた。併し戰後に於て、米國の金融資本勢力の世界的制覇が成るに及んで、米國政府はモルガン財團以下三十六の大金融團體の支持の下に、日・英・佛の三箇國を慫慂して對支新四國借款團の成立に成功した。國際借款は支那の獨立行政權に干涉するものであるといふ口實を以て、嘗て六國借款團から脱退した米國は、今や新しき國際資本主義的勢力關係の下に於て、國際正義の看板を見事に塗り替へてしまつたのである。だが極東に對する米國帝國主義の政策の本質が奈邊に存したかを理解し來つた吾々にとつては、米國が戰後その强大なる金融資本勢力を以て再び支那に對して積極的活動を開始するに至つたことは、豫定の行動として毫も怪しむ理由を持たないのである。筆者は次の機會を俟つて此事情を詳論することにしやう。

最後に本論の範圍内に於て、國際借款團の重要なる協定に參加した各國の財團に就ての表を掲げて置かう。×印は各國財團に於て指導的役割を演じたもの、一印は單なる參加財團を示す。米國に×印を缺くのは一團として共同的に活動した事を意味する。年月日は協定の時日。本表は Field; op. cit. pp. 39-40 に據つた。

	1910.3.23	1910.11.10	1911.4.15	1911.5.20	1912.6.18	1913.4.26
I 米國						
1. J. P. Morgan & Co	—	—	—	—	—	—
2. Kuhn, Loeb & Co	—	—	—	—	—	—
3. The First National Bank	—	—	—	—	—	—
4. The National City Bank	—	—	—	—	—	—
II 英國						
1. The British & Chinese Corporation, Ltd.	×	×	×	×	×	×

2. Chinese Central Railways, Ltd.	×	×				
3. The Hongkong & Shanghai Banking Corporation	–	–	×	×	×	×
III 佛蘭西						
1. Banque de l'Inde-Chine	×	×	×	×	×	×
2. Banque de Paris et des Pays-Bas	–	–	–	–	–	–
3. Comptoir National d'Escompte de Paris	–	–	–	–	–	–
4. Crédit Lyonnais	–	–	–	–	–	–
5. Société Général pour favorizer le dévelopment du Commerce et de l'Industrie en Françe	–	–	–	–	–	–
6. Société Génerale de Crédit Industriel.	–	–	–	–	–	–
7. Banque de l'UnionP arisienne	–	–	–	–	–	–
8. Banque Française pour le Commerce et l'Industrie	–	–	–	–	–	–
9. Crédit Mobilier Français					–	–
IV 獨逸						
1. Deutsch-Asiatische Bank	×	–	×	×	×	×
2. Deutsch-Chinesische Eisenbahn Gesellschaft	–	×		–		
3. Direcktion der Disconto-Gesellschaft	–	×		–		
4. S. Bleichrödre	–	–		–	–	–
5. Deutsche Bank	–	–	–	–	–	–
6. Berliner Handels-Gesellschaft	–	–	–	–	–	–
7. Bank für Deutschland	–	–	–	–	–	–
8. Jacob S. H. Stern	–	–	–	–	–	–
9. Sal. Oppenheim Jr. & Co	–	–	–	–	–	–
10. Norddeutsche Bank in Hamburg	–	–	–	–	–	–
11. S. L. Behrens & Söhne	–	–	–	–	–	–
12. Bayrische Hypotheken-und WechselBank	–	–	–	–	–	–
V 露西亞						
1. Russo-Asiatic Bank					×	×
2. A. Spitzer & Co					–	–
3. J. Henry Schroeder & Co					–	–
4. Eastern Bank, Ltd					–	–
5. Banque Sino-Belge					–	–
6. Société Belge d'Etudes de Chemins de Fer en Chine					–	–
7. Société Générale de Belgique					–	–
8 Banque d'Outremêr					–	–

VI 日本
鄭貫正論進行……

×　×

附記　本稿は既に本誌に掲載せられた拙稿「ジョン・ヘイの『門戸開放』宣言」（一九三三年二月號）及び「滿洲に於ける『弗外交』の發端」（一九三三年七月號）の續編を成すものであつて、「支那に於けるアメリカ帝國主義」研究の一部である。

（一九三三―一二―二三稿了）

客觀的價値論批判

――特にオッペンハイマーの價値論――

氣賀健三

一

經濟學上の價値論の任務は各種財貨の交換關係を決定する事情を究明することに在る。即ち今或財貨の一定量が他の或財貨のx量又はy量と交換されるとすれば、其財貨が其x量又はy量丈けの購買能力即ち交換價値を獲得するに至つたのは何故であるか、如何なる事情が斯く〳〵の交換比率を各財貨に對して賦與するのであるかの疑問を解くことが價値論の主要任務である。此問題解決の爲に捧げられたる文獻は殆ど無數と云つてよく、其見解も亦詳細に分析すれば千差萬別の有樣であるが、今日では各學說の基本的特質を二つに大別して一を主觀主義の價値論、他を客觀主義の價値論と爲し、從來の大部分の價値學說は其何れか一方に編入せられるが常である。前者は交換價値決定の原因として主觀的要素を强調するもの、後者は之と反對に客觀的要素を强調するものゝ謂である。主觀的價値論を主張する現代の代表的學說は所謂る限界效用學說、客觀的價値論を代表する代表的理論は古典學派の生產費學說である。最近に至つて兩者を折衷し、又は之を包括する所の折衷主義或は二元論と稱せらるゝ價値學說があ